



誰もが社会参加できる日本へ

横浜国立大学 教育人間科学部4年

なかざと かおり

仲里 歌織さん

はじめに

2007年にIMD（経営開発国際研究所）が発表した世界競争力ランキングで、日本は24位に下落し、2006年にWEF（世界経済フォーラム）が発表したランキングにおいては7位を記録したが、いずれにおいても世界第2位の国内総生産を誇る日本においては低い位置付けである。

日本はなぜ世界競争力ランキングで24位を記録することになったのか、日本に足りないものは何か。その背景に存在するものが「世界と共生する力」の欠如であるとするなら、どのような努力が必要であるか。本論文においては、IMDのランキング指標ともなった「政府の効率性」、中でも「教育分野」に焦点をあて、日本が世界と共生するために必要なことは何か検討していきたい。

第1章

「教育」に焦点をあてることの必要性

日本と他国の共生を考える上で、なぜ教育に焦点をあてる必要があるのか。それは、外国人と日本人の共生がなされていない現実が教育現場に如実に表れているからである。

1990年、入管法が改正されたことにより、入国、滞在、就労が容易になった日系人の家族帯同の来日が進み、子どもを伴う外国人の増加が目立つようになってきた。さらに国際化に伴い、外国人入国者数が年々増え、2006年には外国人登録者数と共に過去最高を記録するようになってきている。¹⁾ 日本に住む外国人が増えれば、その分彼らに応じた福祉制度や教育制度、社会参加のあり方が検討されてしかるべきだと思われるが、未

だそれに対応した公教育制度の変革がなされていない。また、そのことにより、外国人の子どもたちの「不就学」「不登校」問題が浮上してくるようになったが、それらへの対策も不十分である。

実際、学習指導要領に「国際理解」という記述が現れてきたのも、2002年頃からであるし、その段階においても文部科学省による「外国人の不就学問題」への対策は見られなかった。それゆえ、2004年に日本経済団体連合会により、「外国人受け入れ問題に関する提言」の発表と共に「子弟教育の充実」や「不就学問題に対する言及」がなされるまでは、この問題が広く認識されてこなかった。²⁾

そのような中、ようやく政府が「不就学の外国人の子どもの実態調査」に着手するようになったのも2005年からである。そのため、未だ外国人の子どもの実態すら正確に把握できていない状況であり、その対応の遅さに問題を感じずにはいられない。

これら外国人の子どものが不就学問題は、日本に比べて移民の多い欧米諸国においては、ほとんど起きておらず、他国と比べても日本の対応の遅さが目立つ。

また、「教育を受けること」は本来誰もが当たり前有する基本的人権であり、その保障を行うことも、国際社会の共通認識として確立しつつある。現に、国際人権規約が存在し、その第13条でも「初等教育は義務的なものとし、すべての者に対して無償のものにすること」と規定されている。

これらのことが示していることは何であろうか。国籍に関わらず、「相手の基本的人権を保障することができなければ、『共生』を論じるスタートラインに、日本が立つことはできない」ということではないか。お互いに他者の基本的人権を保障できる関係に立ってこそ、「共生」が生まれてくるのではないか。それゆえ、「教育問題」に

目を向けなければ共生は実現できないのではないだろうか。「高等教育の充実を誇る教育大国日本」という視点からみても、「国際的に共生する方向を模索している日本」という視点からみても、これら教育問題は避けて通れる問題ではない。したがって、共生を考える上で、教育問題に焦点をあてることの必要性がここに存在すると考える。

第2章

「外国人の教育問題」の背景に存在するもの

前章で、教育問題を論じる必要性を述べたが、本章では「日本が抱える教育問題の背景に存在するものは何か」という視点から、さらに外国人の子どもの教育問題を掘り下げて論じてみたい。

先ほど、国際人権規約についても触れたが、国際的な規約で保障されている教育がなぜ、日本において外国人の子どもに保障されていないのか。その背景に、外国人に対して義務教育は適用されないという立場を政府がとってきたことの問題が存在する。

政府関係者による発言を以下に紹介する。「一般に外国人には教育の義務は課せられていません。このことは、わが国でも憲法26条の規定から明らかであって、就学義務を負うのは日本国民であって、日本国内に住所を有する外国人はこの義務を負うものではありません」、「外国人に対して、日本国民を育成するための基礎教育であるわが国の初等教育を強制的に受けさせることは实际的でない」。³⁾

このような政府の考えに基づき、日本においては外国人の子どもに対して「就学の機会は権利としてではなく、『許可』として提供」されてきた。「権利」ではなく「許可」として扱われてきたことの問題をここで検討してみたい。

第一に、「許可」という立場をとることで、教育の義務付けがなされず、国際人権規約にも違反するという問題

が存在する。アメリカ、カナダ、ドイツ、オランダなどの先進国が事実上外国人の子どもについて教育の義務化を行っていることと比較してみても、日本の「許可制」には問題がある。

第二に、親への義務付けがなされないため、親の考えにより不就学状態に陥りやすくなるという問題がある。

第三に、教育に関する情報提供の不十分さが挙げられる。その一つとして、就学案内の不徹底の問題が存在し、使用言語が日本語のみであったり、外国人登録をしている者にしか就学案内が届かなかつたりという制度の不備の指摘ができる。

第四に、学齢超過者の学習の権利保障の不十分さが挙げられる。

またこれらの問題にとどまらず、就学許可後の問題も存在しており、画一的学年編成の問題や日本人と同化するための同化教育の問題が指摘できる。⁴⁾

第3章

日本が他国と共生するために必要なこと

上述したように、日本においては外国人の子どもの就学に対して「許可」という立場をとり、そのために「不就学」問題が生じているのが現状である。また、許可の問題をクリアしたとしても、日本の学校制度の問題も存在するため、同化教育を避けて「不就学」に陥る子どもも少なくない。

したがって、現状の学校制度においては、外国人の子どもの教育を義務付けただけで問題が解決するとは到底考えられない。現に、「日本国民のための教育」という性格を変えることなく義務化することは、日本的学校文化への同調を外国人の子どもに強いる恐れがないかという指摘もある。⁵⁾ 第2章でも触れたが、政府関係者によると、「初等教育は、日本国民を育成するための基礎教育」であるとされているため、その性格をもった

教育を外国人の子どもたちに押し付けることは不適切である。

そういった現状を解決するために何が必要か。それらの問題を解決するためには、教育に対する発想の転換が必要なのではないかと考える。つまり、「日本国民のための教育」ではなく、「日本に住む市民のための教育」という捉え方に転換する必要があるのではないか。

では、市民のための教育とはいったい何か、ここで、イギリスで実践されているシティズンシップ教育からヒントを得たいと思う。

第4章

「市民のための教育」という発想

まず、「シティズンシップ」とは何か、以下に検討していきたい。岩上氏によれば、「いま、EUをはじめ先進社会の多くが取り組んでいる課題は、「個人」を尊重し、多様性と公平性をできる限り保障するような、社会の新たな仕組みづくりである」とし、「その中心的概念がシティズンシップである」と述べている。⁶⁾さらに、「シティズンシップとは、社会を構成するすべての「個人」が有すべき基本的権利と応分の社会的責務のことをいう」、「『市民権』あるいは『公民権』と訳されることもある」と論じている。また、シティズンシップが論じられるようになってきた背景として、EU統合を挙げ、「事実、EU統合の過程で、国境を越えて移動する人々—移民や難民—の社会的立場を保障する議論を通じて、シティズンシップの概念がたびたび用いられるようになった」としている。

では、このような背景をもとに論じられるようになってきた「シティズンシップ教育」とは何か、イギリスでの実践を取り上げ、以下に検討する。

まず、イギリスにおいて「シティズンシップ教育」が導入されたのは、2002年であり、中等教育の中で実践されることとなった。この教育カリキュラムの導入に向け

た諮問委員会の答申書には、シティズンシップ教育について次のように記載されている。

「我々は国家全体でも地域でも、本国の政治文化を何より変えることをねらいとしている。つまりそれは、公共生活に影響を与える意思、能力、素養をもった能動的な市民として、人々が自身について考えられるようにすることである」。⁷⁾

上述のように答申書で掲げられていることは、「社会に積極的に参加し、責任と良識ある市民を育てるための教育」であり、それがシティズンシップ教育の根幹をなしている。そのような理念のもと実践されたイギリスのシティズンシップ教育では、政治や経済の仕組みを学習するにとどまらず、システムに参加するスキル、考え方、コミュニケーションについても学習できるように工夫している。例えば、社会の問題を解決するために、どこから情報を仕入れ判断し、どのような手段（政治・ボランティアなど）を用いるのか、どのようにして他者と合意形成を行うのか、どのようにして相手を説得するのかといった、実際の社会参加・政治参加の学習などが挙げられる。

岩上氏が述べるように、「個人」を尊重し、多様性と公平性をできる限り保障するような社会の新たな仕組みづくりが先進諸国で検討されてきた。その一つのあり方がシティズンシップ教育であり、市民のための教育という発想であった。日本においても、多様性、国際化が進む中で、EU諸国において議論されてきたような「個人を尊重し、個人の基本的人権を尊重するにはどうしたらよいか」という視点が重要なのではないか。「日本国民のための教育」に固執するのではなく、「個人の尊重」という立場に立ち、「日本に住む市民のための教育」という捉え方に転換する必要があるのではないか。

言い換えれば、誰もが社会参加できるような仕組みづくりを、教育を通して進めるべきではないだろうか。

おわりに

本論文では、「教育」という側面に焦点をあて、日本と他国の「共生」について検討し、その一つのあり方として「シティズンシップ教育」を提示した。共生とは何か、私なりに答えを出すと、「日本人」「外国人」という枠組みで社会のあり方を考えるのではなく、互いに一人の人間として、「相手の権利を尊重できる世の中をつくること」、それが共生ではないかと思う。

今回は教育という側面から、外国人にも開かれた教育の必要性を論じてきたが、それ以外でも福祉や社会保障、ビジネス等あらゆる面においても、このような共生の視点が必要となってくるのではないかと思われる。日本人にのみ開かれた制度・社会ではなく、誰もが参加できる社会、それが望ましい共生のあり方ではないだろうか。

文中注

- 1) 入国管理局 平成18年出入国者数、外国人登録者数 (<http://www.immi-moj.go.jp/toukei/index.html>) 2007年8月9日取得
- 2) 『外国人の子どもと日本の教育』 宮島喬/太田晴雄、東京大学出版会、2005年、p2
- 3) 『就学事務ハンドブック』 就学事務研究会、1993年、p64
- 4) 『外国人の子どもと日本の教育』 宮島喬/太田晴雄、東京大学出版会、2005年、p27以下
- 5) 同上、p42
- 6) 『ライフコースとジェンダーで読む家族』 岩上真珠、2004年、株式会社有斐閣、p5
- 7) シティズンシップ教育推進ネット (<http://www.citizenship.jp/>) 2007年8月9日取得